

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託基本仕様書

1 目的

刈谷駅前線（以下「カリマチ ストリート」という。）や、刈谷駅北地区広場（以下「きたくる広場」という。）を活用した刈谷駅周辺の賑わい創出に向けた土台作りが進んできている。それら施設等を含めた刈谷駅周辺においてイルミネーションイベントを行うことで、商店街を含めた刈谷駅周辺の賑わいを生み出し、更なるまちの活性化に寄与するとともに、本市の魅力を市内外に発信することを目的とする。また、本市の市制施行75周年を祝すことも併せて目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務

(2) 設置場所

刈谷駅周辺（別紙1「位置図」のとおり）を基本とし、別紙2「刈谷駅南北連絡通路工事および愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会PRの実施に伴う留意事項」に留意の上、委託者との協議により決定する。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) イルミネーションイベント名

かりやストリートイルミネーション2025

(5) 点灯期間及び点灯時間

以下を基本とする。なお、点灯時間については日没時間を考慮し、委託者と協議の上決定するものとする。

ア 点灯期間

令和7年10月25日～令和8年1月31日

イ 点灯時間

午後5時00分～午後11時00分

3 業務内容

(1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

別紙3「電源位置図」を参考にイルミネーションのデザインを作成し、委託者と協議の上、デザインに基づく実施計画書（平面図、断面図及び構造図等）を提出すること。

また、道路占用許可申請等の添付書類（位置図、占用物件一覧表、完成予想イメージ図、平面図、保安設備図等）を委託者へ提出（管理者への申請は委託者により行う）すること。なお、イルミネーション設置から撤去までの道路使用許可申請については受託者によって行うものとする。

(2) イルミネーション機器等の部材調達

委託者が所有するイルミネーション機器等（別紙4「保有機器リスト」のとおり）を使用するほか、追加で電球等機器が必要な場合は受託者において購入又はレンタルで調達すること。

(3) イルミネーションの施工

実施計画書に基づき、イルミネーション機器等を設置すること。なお、本業務にはイルミネーションの点灯に必要な電源の引き込み（電力会社への申請及び仮設電源工事）を含むものとする。

(4) 点灯期間中におけるイルミネーション等の維持管理

点灯期間中におけるイルミネーション等の維持管理を適切に行うこと。

(5) イルミネーションの撤去

点灯期間終了後、イルミネーション機器等を撤去し、設置場所における原状復旧作業を行うこと。また、委託者が用意する保管場所へイルミネーション機器等の運搬・収納を行うこと。

(6) 企画イベントの開催

点灯式及び刈谷駅周辺の回遊性を向上させ集客につなげるイベント（以下「企画イベント」という。）を点灯期間中に開催するものとする。なお、受託者は企画イベントの開催に当たり、必要となる物品の手配、会場使用料の負担のほか運営全般を行うこと。

(7) 関係団体等との連携

別紙1に示す区域内において、同時期にイベント等の実施を予定している

商店街組織や関係機関及び企業団体等と連携を図ること。

(8) 広報・宣伝業務

ア 本イルミネーションイベントを周知するため、4(7)アに示すポスター及びチラシをデザインし、印刷を行うこと。なお、各印刷枚数は委託者と協議の上決定するものとする。

イ 公式SNS(公式X、Instagram)の更新を行うこと。

ウ その他、SNS広告やインフルエンサーを起用した情報発信などInstagramを利用した広報を積極的に行うこと。

(9) 資金等の調達方法の検討

4(8)に示す資金等の調達やその方法を検討すること。なお、実行可能な場合はプロポーザルにおいて加点評価とする。

(10) 実績報告書及び保有機器リストの更新

事業実施後、記録写真等を含む実績報告書を提出すること。また、購入により電球等機器を追加した場合、又はイルミネーション機器等に故障、破損等した場合は「保有機器リスト(写真付)」を更新し、委託者に提出すること。

(11) 不要備品の廃棄

3(10)に示す保有機器リストの更新後、以下の備品を受託者において廃棄すること。なお、廃棄する備品については委託者との協議の上決定するものとする。

ア 不点灯や今後使用する予定のない備品

イ 保有機器リストに記載されている廃棄予定品

(12) 打合せの実施

上記業務内容に係る事前打ち合わせを、刈谷市役所又は現地にて必要に応じて実施すること。

4 業務実施に係る要件等

委託業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件

ア 事業の目的、特に市制施行75周年を踏まえたテーマ・コンセプトを設定し、高木や水路、公共構造物等を活かした刈谷らしさが感じられるデ

ザイン・演出とすること。

なお、市制施行75周年に係るキャッチフレーズとロゴマークは以下のとおりである。

■キャッチフレーズ

『わたしたちの夢と共にはばたくかりや』

■ロゴマーク



イ 点灯・投影・点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませるコンテンツを取り入れること。

ウ みなくる広場、南口駅前広場、南北連絡通路南側延伸部、カリマチ ストリートに力点をおいたデザイン・演出とすること。

エ 駅周辺を利用する機会が少ない市民や来街者の来訪動機となるような、話題性のあるデザイン・演出とすること。

オ SNS等での拡散につながるようなデザイン・演出とすること。

カ 刈谷駅周辺の回遊性を向上させるような提案とすること。

キ デザイン作成に当たっては、著作権に配慮すること。

ク 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

ケ 周辺の景観や環境を把握した上で、高木や水路、公共構造物等を活用した空間の広がり及び全体の統一感を意識すること。また、イルミネーションの配置や照度などについては、周辺の店舗や住宅等に配慮し、昼間の景観に対しても配慮すること。

コ 使用する電飾の球数が30万球以上となるように設計・デザインすること。この時、単に球数を増やすことだけを考えるのではなく、全体的な装飾の充実や、目玉となるコンテンツを検討すること。

(2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件

ア 3(2)の規定に従うこと。

イ アを原則とするが、受託者が保有するイルミネーション機器等を自主的に使用することも可能とする。この場合において、受託者の保有物であることが区別できるよう対応しておくこと。

ウ 電球は原則としてLED電球を使用すること。

エ 追加で電球等機器を購入する場合は、パワーコード等も併せて購入し、受託者の備品で賄うことのないようにすること。

オ 設置の際は、原則メーカー推奨の方法で行うものとし、やむを得ずメーカー推奨の方法に反する場合は、委託者と協議の上実施すること。

(3) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等

ア 歩行者や通行車両、交通標識、沿道の店舗営業等の妨げにならないよう十分に配慮すること。

イ イルミネーションの消灯時においても通行の妨げとならないようにすること。

ウ 点字ブロックの周囲30cm以内及び機能を阻害するものを設置しないこと。

エ 設置・撤去の際は、交通管理者との協議により、交通誘導警備員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。

オ 歩行者等がイルミネーション機器等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。なお、損傷を与えた場合は委託者に遅滞なく報告の上、受託者において速やか

に修復を行うこと。

キ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置し、延焼や漏電を防止するための安全な措置を講ずること。

ク 点灯の概ね1週間前までに委託者立ち合いの下で試験点灯を行い、指摘事項については、修正の上、再度試験点灯を行うこと。

ケ 道路及び広場の利用に支障を与えないよう配慮すること。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

ア イルミネーションに必要な電源設備を確保すること。

イ 仮設電源の引き込みに係る工事費は受託者が負担し、契約に係る申請は受託者が行うこと。

(5) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。

イ 点灯期間中にトラブル（電球切れ、故障等）が発生した場合には、受託者において迅速に復旧等の対応を行い、委託者に報告を行うこと。また、荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。

(6) 企画イベントに関する要件等

ア 令和7年10月25日に行う点灯式の企画では、刈谷アニメcollection2025とコラボする内容とすること。

イ 刈谷市の魅力発信やイルミネーションの知名度向上に繋がるフォトコンテストを実施すること。

ウ 企画イベントは、ア及びイに掲げるもの以外で、期間中最低1回は実施するものとし、委託者へ提案すること。

エ アの会場はきたくる広場やカリマチ ストリートを基本とすること。

なお、カリマチ ストリートを用いる場合は、カリマチ ストリートの一部を交通規制し、車道や歩道の一部を利用して実施すること。

オ 企画イベントの詳細は、提案内容をもとに委託者と協議の上決定するものとする。この時、刈谷駅南北連絡通路の工事を行っていることから、誘導員の配置等、安全対策を講ずること。

(7) 広報・宣伝業務に関する要件等

ア デザインするポスター及びチラシは以下のとおりとする。なお、納品

するデータのサイズはA 1（ポスター大）、A 2（ポスター小）、A 4（チラシ）の3種類とする。

（ア）かりやストリートイルミネーション2025の概要及び4（6）

アに示す点灯式を周知するためもの（点灯開始前から掲示）

（イ）4（6）イに示すフォトコンテストを周知するためもの

（ウ）4（6）ウに示すイベントを周知するためもの

イ 企画イベントの開催を市内外に広く周知できるよう、各種SNS等を活用し、効果的な広報宣伝を行うこと。

ウ 保有機器リストにある看板等を活用し、来場者の回遊を促すこと。

（8）資金等の調達に関する要件等

ア フォトコンテストの賞品を確保すること。この際、地域活性化のため、市内を中心とした企業からの協賛を中心に検討している場合、プロポーザル審査において加点評価とする。

イ 委託料のほか、企業等からの協賛金を充てることができる。この場合、プロポーザル審査において加点評価とする。なお、ここで得られた協賛金は企業PRが可能なイルミネーションの追加装飾に充てるものとし、その装飾デザインや設置場所は委託者と協議の上決定するものとする。

（9）その他の要件等

ア 本事業において調達するイルミネーション機器等（レンタル品を除く。）の財産権は、原則委託者に帰属するものとする。

イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て委託者に帰属するものとする。

ウ イルミネーションの施工等に当たっては、委託者と十分に協議すること。

エ 本業務の一部を再委託する場合は、市内事業者を優先的に採用するよう努めること。

オ 受託者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

カ 本事業で使用する全ての設備・装置等について、想定される事故や災害及び欠陥等に起因して生じる対人・対物事故に備え、保険に加入する

こと。

5 その他

本仕様書は、本業務に必要と想定される基本事項を記載したものであり、事業内容等の詳細については、プロポーザルにより企画提案された内容を踏まえ、受託者と委託者が協議の上決定するものとする。